

平成30年度介護報酬改定に伴う 介護給付費の請求について

愛知県国民健康保険団体連合会

1. 介護報酬改定の主な内容について(平成30年2月13日現在)

※本資料は「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」に関する主な改定事項をお示ししております。
詳細については、関連の告示等をご確認ください。

サービス種類	項目	主な内容
訪問系サービス 共通		<訪問介護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリ> ①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者(②に該当する場合を除く) ②上記の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合 ③上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者(当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合) ①・③10%減算 ②15%減算 <定期巡回・随時対応型訪問介護看護> ①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者 ②事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者のうち、当該建物に居住する利用者人数が1月あたり50人以上の場合 ①600単位/月 減算 ②900単位/月 減算
	①同一建物等居住者にサービス提供する 場合の報酬について建物の範囲等を 見直すとともに、一定の要件を満たす 場合の減算幅を見直す。	○訪問系サービスにおける同一建物等居住者に係る減算の適用を受ける者と当該減算の適用を受け ない者との公平性の観点から、当該減算の適用を受ける者の区分支給限度基準額を計算する際に は、減算前の単位数を用いることとする。

サービス種類	項目	主な内容
訪問介護	①共生型サービスの提供	○共生型訪問介護については、障害福祉制度における居宅介護、重度訪問介護の指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型訪問介護の指定を受けられる。 ○障害福祉制度の居宅介護事業所が要介護者へのホームヘルプサービスを行う場合 所定単位数に70/100等乗じた単位数(新設) 障害福祉制度の重度訪問介護事業所が要介護者へのホームヘルプサービスを行う場合 所定単位数に93/100乗じた単位数(新設)
訪問看護	①看護体制強化加算の見直し	○看護体制強化加算300単位/月 → 看護体制強化加算(Ⅰ) 600単位/月(新設) 看護体制強化加算(Ⅱ) 300単位/月
訪問リハビリテーション	①リハビリテーションマネジメント加算の見直し	○リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ) 60単位/月 → (Ⅰ)230単位/月 リハビリテーションマネジメント加算 → (Ⅱ)280単位/月※PT、OT又はSTが説明する場合(新設)
		リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ) 150単位/月 → (Ⅲ)320単位/月※医師が説明する場合
		リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ) 150単位/月 → (Ⅳ)420単位/月※3月に一度を限度(新設)
	②離島や中山間地域等の提供	○特別地域(介護予防)訪問リハビリテーション加算 → 1回につき所定単位数の100分の15(新設) ○中山間地域等における小規模事業所加算 → 1回につき所定単位数の100分の10(新設)
通所介護・地域密着型通所介護	③介護予防訪問リハビリテーションのみ	○リハビリテーションマネジメント加算【新設】 → 230単位/月 ○事業所評価加算【新設】 → 120単位/月
	①共生型サービスの提供	○共生型訪問介護については、障害福祉制度における生活介護、自立訓練、児童発達支援、放課後等デイサービスの指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型通所介護の指定を受けられる。 ○障害福祉制度の生活介護事業所がデイサービスを行う場合93/100乗じた単位数(新設) 自立訓練事業所がデイサービスを行う場合95/100乗じた単位数(新設) 児童発達支援事業所が行う場合90/100乗じた単位数(新設) 放課後等デイサービス事業所が行う場合90/100乗じた単位数(新設)
		○生活相談員配置等加算【新設】 → 13単位/日

サービス種類	項目	主要内容
通所介護・地域密着型通所介護	②生活機能向上連携加算の創設	○自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、通所介護事業所の職員と外部のリハビリテーション専門職が連携して機能訓練のマネジメントをする ○生活機能向上連携加算【新設】 → 200単位/月※個別機能訓練加算を算定している場合は100単位
	③心身機能に係るアウトカム評価の創設	○自立支援・重度化防止の観点から、一定期間内に当該事業所を利用した者のうち、ADL（日常生活動作）の維持又は改善の度合いが一定の水準を超えた場合に評価する ○ADL維持等加算（Ⅰ） 3単位/月（新設） ADL維持等加算（Ⅱ） 6単位/月（新設）
通所リハビリテーション	①リハビリテーション会議への参加方法の見直し等	○リハビリテーションマネジメント加算（Ⅱ） 6月以内 850単位/月 ※PT、OTまたはSTが説明する場合（新設） リハビリテーションマネジメント加算（Ⅱ） 6月以降 530単位/月 ※PT、OTまたはSTが説明する場合（新設） リハビリテーションマネジメント加算（Ⅲ） 6月以内 1020単位/月 → 1120単位/月 ※医師が説明する場合 リハビリテーションマネジメント加算（Ⅲ） 6月以降 700単位/月 → 800単位/月 ※医師が説明する場合 リハビリテーションマネジメント加算（Ⅳ） 6月以内 1020単位/月 → 1220単位/月 ※3月に1回を限度（新設） リハビリテーションマネジメント加算（Ⅳ） 6月以降 700単位/月 → 900単位/月※3月に1回を限度（新設）
		○リハビリテーション提供体制加算【新設】 3時間以上4時間未満 12単位/回 4時間以上5時間未満 16単位/回 5時間以上6時間未満 20単位/回 6時間以上7時間未満 24単位/回 7時間以上 28単位/回
		○リハビリテーションマネジメント加算【新設】 → 330単位/月
		○生活行為向上リハビリテーション実施加算【新設】 → 3月以内 900単位/月 生活行為向上リハビリテーション実施加算【新設】 → 3月超、6月以内 450単位/月

サービス種類	項目	内容
短期入所生活介護	①看護体制の充実	○看護体制加算(Ⅰ) 4単位 → 4単位/日 看護体制加算(Ⅱ) 8単位 → 8単位/日 看護体制加算 → (Ⅲ)イ 12単位/日(新設) 看護体制加算 → (Ⅲ)ロ 6単位/日(新設) 看護体制加算 → (Ⅳ)イ 23単位/日(新設) 看護体制加算 → (Ⅳ)ロ 13単位/日(新設)
	②夜間の医療処置への対応強化 ※短期入所生活介護のみ	○夜勤職員配置加算 従来型の場合(Ⅰ) 13単位/日 → 従来型の場合(Ⅰ) 13単位/日 夜勤職員配置加算 ユニット型の場合(Ⅱ) 18単位/日 → ユニット型の場合(Ⅱ) 18単位/日 夜勤職員配置加算 → 従来型の場合(Ⅲ) 15単位/日(新設) 夜勤職員配置加算 → ユニット型の場合(Ⅳ) 20単位/日(新設)
	③生活機能向上連携加算の創設	○生活機能向上連携加算【新設】 200単位/月 ※個別機能訓練加算を算定している場合は 100単位/月
	④認知症専門ケア加算の創設	○認知症専門ケア加算【新設】 → (Ⅰ) 3単位/日 認知症専門ケア加算【新設】 → (Ⅱ) 4単位/日
	⑤介護ロボットの活用の推進	○夜勤職員配置加算について、業務の効率化等を図る観点から、見守り機器の導入により効果的に介護が提供できる場合について新たに評価する。
	⑥共生型短期入所生活介護	○共生型短期入所生活介護については、障害福祉制度における短期入所(障害者支援施設の併設型及び空床利用型に限る。)の指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型短期入所生活介護の指定を受けられる。 ○障害福祉制度の短期入所事業所がショートステイを行う場合【新設】 所定単位数に92/100を乗じた単位数 ○生活相談員配置等加算【新設】 → 13単位/日

サービス種類	項目	内容
短期入所療養介護	①認知症専門ケア加算の創設	○認知症専門ケア加算【新設】 → (Ⅰ) 3単位/日 認知症専門ケア加算【新設】 → (Ⅱ) 4単位/日
	②介護老人保健施設が提供する短期入所療養介護	○療養体制維持特別加算 27単位/日 → (Ⅰ) 27単位/日 療養体制維持特別加算 → (Ⅱ) 57単位/日 (新設)
	③有床診療所等が提供する短期入所療養介護	○食堂を有しない場合の減算【新設】 25単位/日
	④療養食加算の見直し	○1日単位での評価を改め、1日3食を限度とし、1食を1回として評価する 療養食加算 23単位/日 → 8単位/回
特定施設入居者生活介護	①入居者の医療ニーズへの対応	○たんの吸引などのケアの提供を行う特定施設に対する評価 入居継続支援加算【新設】 → 36単位/日 ※介護予防特定施設入居者生活介護は含まない。
	②生活機能向上連携加算の創設	○自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、外部のリハビリテーション専門職等と連携する場合の評価 生活機能向上連携加算【新設】 → 200単位/月 ※個別機能訓練加算を算定している場合は100単位/月
	③若年性認知症入居者受入加算の創設	○若年性認知症の人やその家族に対する支援を促進する観点から、若年性認知症の人を受け入れ、本人やその家族の希望を踏まえた介護サービス 若年性認知症入居者受入加算 120単位/日
	④身体的拘束等の適正化	○身体拘束廃止未実施減算【新設】 → 10%/日減算
居宅介護支援	①医療と介護の連携の強化 ※介護予防支援は含まない	○医療機関等と総合的に連携する事業所を更に評価する。 特定事業所加算(Ⅳ)【新設】 → 125単位/月 ※特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを取得し、かつ、退院・退所加算の算定に係る医療機関等との連携を年間35回以上行うとともに、ターミナルケアマネジメント加算を年間5回以上算定している事業所
	②末期の悪性腫瘍の利用者に対するケアマネジメント ※介護予防支援は含まない	○ケアマネジメントプロセスの簡素化・頻回な利用者の状態変化等の把握等に対する評価 ターミナルケアマネジメント加算【新設】 → 400単位/月

サービス種類	項目	内容
介護福祉施設サービス	①入所者の医療ニーズへの対応	○配置医師が施設の求めに応じ、早朝・夜間又は深夜に施設を訪問し入所者の診療を行ったことを新たに評価する 配置医師緊急時対応加算【新設】→ 早朝・夜間の場合 650単位/回 配置医師緊急時対応加算【新設】→ 深夜の場合 1300単位/回 ○施設内での看取りをさらに進める観点から、看取り看護加算の算定に当たって、医療提供体制を整備し、さらに施設内で実施に看取った場合、より手厚く評価する 看取り介護加算(Ⅰ) → 死亡日30日前～4日前 144単位/日 (変更なし) 死亡日前々日、前日 680単位/日 死亡日 1280単位/日 看取り介護加算(Ⅱ)【新設】→ 死亡日30日前～4日前 144単位/日 死亡日前々日、前日 780単位/日 死亡日 1580単位/日
	②生活機能向上連携加算の創設	○生活機能向上連携加算【新設】 200単位/月 ※個別機能訓練加算を算定している場合は100単位/月
	③褥瘡の発生予防のための管理に対する評価	○入所者の褥瘡発生を予防するため、褥瘡の発生と関連の強い項目について、定期的な評価を実施し、その結果に基づき計画的に管理すること 褥瘡マネジメント加算【新設】→ 10単位/月 ※3月に1回を限度とする
	④障害者の生活支援について	○障害者生活支援体制加算(Ⅰ) → 26単位/日 障害者生活支援体制加算(Ⅱ) → 41単位/日(新設)
介護保健施設サービス	①在宅復帰・在宅療養支援機能に対する評価	○在宅復帰在宅療養支援機能加算(Ⅰ) → 34単位/日※基本型のみ 在宅復帰在宅療養支援機能加算(Ⅱ)【新規】→ 46単位/日※在宅強化型のみ
	②介護療養型老人保健施設の基本報酬等	○療養体制維持特別加算(Ⅰ) → 27単位/日 療養体制維持特別加算(Ⅱ)【新設】→ 57単位/日
	③褥瘡の発生予防のための管理に対する評価	○入所者の褥瘡発生を予防するため、褥瘡の発生と関連の強い項目について、定期的な評価を実施し、その結果に基づき計画的に管理すること 褥瘡マネジメント加算【新設】→ 10単位/月 ※3月に1回を限度とする
介護療養施設サービス	①介護療養型医療施設の基本報酬	○一定の要件を満たす入院患者の数が基準に満たない場合の減算【新設】 所定単位の100分の95

サービス種類	項目	内容
小規模多機能型居宅介護	①若年性認知症利用者受入加算の創設	○小規模多機能型居宅介護 若年性認知症利用者受入加算【新設】 800単位/月 ○介護予防小規模多機能型居宅介護 若年性認知症利用者受入加算【新設】 450単位/月
	①入居者の医療ニーズへの対応	○医療連携体制加算 39単位/日 → (Ⅰ) 39単位/日 (Ⅱ) 49単位/日(新設) (Ⅲ) 59単位/日(新設)
	②入居者の入退院支援の取組	○入院後3か月以内に退院が見込まれる入居者について、退院後の再入居の受け入れ体制を整えている場合の評価。
複合型サービス	③身体的拘束等の適正化	○身体拘束廃止未実施減算【新設】 → 10%/日減算
	①医療ニーズへの対応の推進	○訪問看護体制強化加算2500単位/月 → 看護体制強化加算(Ⅰ) 3000単位/月(新設) 看護体制強化加算(Ⅱ) 2500単位/月
	②訪問(介護)サービスの推進	○小規模多機能型居宅介護の訪問体制強化加算に準じ、訪問を担当する従業者を一定程度配置し、1か月あたり延べ訪問回数が一定以上の事業所に対する評価。 ※区分支給限度基準額の算定に含めない 訪問体制強化加算 100単位/月(新設)
	③若年性認知症利用者受入加算の創設	○どのサービスでも認知症の方に適切なサービスが提供されるように、看護小規模多機能型居宅介護にも創設 若年性認知症利用者受入加算 800単位/月
	④サテライト型事業所の創設	○サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の本体事業所である看護小規模型多機能居宅介護支援事業所又はサテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所において、訪問看護体制減算の届出をしている場合に算定するサテライト体制未整備減算を創設 サテライト体制未整備減算 所定単位数の97/100を算定

サービス種類	項目	内容
介護医療院	①介護医療院の基準	○介護療養病床(療養機能強化型)相当のサービス(Ⅰ型)と老人保健施設相当以上のサービス(Ⅱ型)の2つのサービスが提供されることとなるが、人員・設備等については以下の通り (人員配置) 開設に伴う人員基準については、日中・夜間を通じ長期療養を主目的としたサービスを提供する観点から、介護療養病床と介護療養型老人保健施設の基準を参考にそれぞれ設定することとする。 (設備) 療養室や療養室以外の設備基準についてそれぞれ設定することとする。 (ユニットケア) 他の介護保険施設でユニット型を設定していることから、介護医療院でもユニット型を設定することとする。
	②介護医療院の基本報酬	○重度認知症患者療養体制加算【新設】 → (Ⅰ) ※介護度により単位数設定あり (Ⅱ) ※介護度により単位数設定あり
	③認知症専門ケア加算の創設	○認知症専門ケア加算【新設】 → (Ⅰ) 3単位/日 認知症専門ケア加算【新設】 → (Ⅱ) 4単位/日
	④療養食加算の見直し	○1日単位での評価を改め、1日3食を限度とし、1食を1回として評価する 療養食加算【新設】 → 6単位/回
	⑤その他	○様式とサービスコードが新たに設定。

2. 地域区分の適用地域(平成30年2月13日現在)

平成27年度から平成29年度まで						
1級地	20%					
2級地	16%					
3級地	15%	名古屋				
4級地	12%					
5級地	10%					
6級地	6%	岡崎市	春日井市	津島市	碧南市	刈谷市
		安城市	西尾市	稲沢市	知立市	愛西市
		弥富市	みよし市	あま市	大治町	蟹江町
7級地	3%	豊橋市	一宮市	瀬戸市	半田市	豊川市
		犬山市	常滑市	江南市	小牧市	蒲郡市
		大府市	知多市	尾張旭市	高浜市	岩倉市
		日進市	田原市	清須市	長久手市	東郷町
		大口町	扶桑町	飛鳥村	阿久比町	東浦町
		南知多町	美浜町	武豊町	設楽町	東栄町
その他	0%					

＜6級地→5級地＞

刈谷市 豊田市

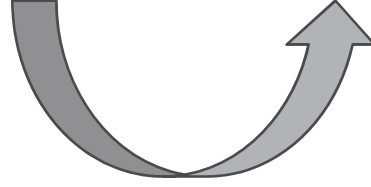
＜7級地→6級地＞

豊明市 日進市 長久手市 東郷町

＜その他→7級地＞

設楽町 東栄町 豊根村

平成30年度から平成32年度までの適用地域						
3級地	名古屋					
5級地	刈谷市	豊田市				
	岡崎市	春日井市	津島市	碧南市	安城市	西尾市
6級地	稲沢市	知立市	豊明市	日進市	愛西市	北名古屋
	弥富市	みよし市	あま市	長久手市	東郷町	大治町
	蟹江町					
7級地	豊橋市	一宮市	瀬戸市	半田市	豊川市	蒲郡市
	犬山市	常滑市	江南市	小牧市	新城市	東海市
	大府市	知多市	尾張旭市	高浜市	岩倉市	田原市
	清須市	豊山町	大口町	扶桑町	飛鳥村	阿久比町
	東浦町	幸田町	設楽町	東栄町	豊根村	
その他	南知多町	美浜町	武豊町			



3. 国保連合会からのお願い

(1)「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」どおりのご請求を

国保連合会は、各事業所が指定権者（県・政令市・中核市）に提出した「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の情報を愛知県より受領し、審査を行っております。

届け出された「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」に記載された加算どおりの介護給付費等の請求がされなかった場合、対象の明細書は全て返戻となります。

【例】処遇改善加算：事業所が届出した区分 → 処遇改善加算（Ⅱ）
連合会へ請求した区分 → 処遇改善加算（Ⅰ）

この場合、請求した全ての介護給付費等明細書が返戻となります。

(2)地域単価のご確認を

地域区分の見直しに伴い、平成30年4月サービス分よりサービス種類ごとの単価が変更となります。事業所所在地における単価を確認の上、請求していただくようお願いします。

【例】所在地：刈谷市、豊田市の訪問介護事業所

（平成29年度まで6級地・単価10.42円→平成30年度より5級地・単価10.70円）

この場合、単位数×旧単価10.42円で連合会へ請求されても、請求どおり10.42円のまま審査が確定となり、単位数×10.42円でのお支払いとなります。

上記事例は、前回の介護報酬改定時に実際に多数発生した事例です。
請求される前に加算届出どおりの請求か、地域単価が新しい単価になっているかなど（請求ソフトの設定等）を必ずご確認ください。請求事務を行っていただくようお願いします。

← → 検索... 検索

http://www.pref.aichi.jp/korei/kaigohoken/index.html

介護保険指定期間・指導... x

ファイルE 編集E 表示U お気に入りA ツールD ヘルプH

Yahoo! JAPAN

愛知県
AICHI PREFECTURE

ホーム 暮らし 観光・レジャー ビジネス・産業 愛知県政

ホーム > 愛知県政 > 県庁の組織(各部署のページ) > 県庁の各所属 > 高齢福祉課 > 介護保険指定・指導 >

介護保険指定・指導グループ

【平成29年2月8日】

○愛知県介護保険事業所一覧 (13,598)  ○愛知県医療機関のみし指定事業所一覧 (19,180) 

▼介護保険指定事業者の各種手続きについて ○介護保険指定事業者申請等届出様式一覧 ○看護保険引降事業申請等届出様式

▼介護支援専門員の各種手続きについて ○介護支援専門員申請等届出様式

○関係条例 ○愛知県の指導方針 (平成29年4月改定) ○サ高住・有料老人ホームの贈与居宅サービス事業所指導指針

○介護保険指定事業講習会 (平成29年度) ○介護職員改定 (平成30年度) ○利用料ガイドライン ○宿泊付きデイサービス

○介護事業所人材育成講習会 ○介護ロボット導入支援事業

○福祉用具専門相談員指定講習会 ○介護に関する研修 ▼介護サービス情報の公表制度について

介護保険指定・指導グループからのお知らせ

【お問い合わせ】介護保険事業に係る指定関係交付機関一覧表 書類の提出・相談等はそれぞれの窓口をお願いします。

【お知らせ】平成30年度事業所評価加算通合事業所について (平成30年2月8日)

ここをクリック

ホームページアドレス：<http://www.pref.aichi>

ホーム→愛知県政→県庁の組織（各所属のページ）→県庁の各所属→高齢福祉課→介護保険指定・指導

○指定権者へ届出した「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の情報は愛知県高齢福祉課のホームページ上で確認が出来ます。

○自事業所が届出した「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の情報が正しく反映されていることを確認したうえで、加算内容に合致した介護給付費等請求明細書を国保連合会へ請求してください。

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表情報

A		E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R
FAX		停止	FAX	指定電話番号切れ	支店	※色のついた事業所への転送・電話・FAXはあやめくたさい。一層のみの住所や番号である可能性があります。									
事業所		事業所													
電話番号		FAX番号	名称		郵便番号	所在地	所在地コード	電話番号	FAX番号	基本電話番号	サービス電話番号	伝言箱番号	営業時間	休業年月日	開業年月日
237	22595														
237	22596														
237	22597														
237	22598														
237	22599														
237	22600														
237	22601														
237	22602														
237	22603														
237	22604														
237	22605														
237	22606														
237	22607														
237	22608														
237	22609														
237	22610														

237 22611 237 22612 237 22613 237 22614 237 22615 237 22616 237 22617 237 22618 237 22619 237 22620 237 22621 237 22622 237 22623 237 22624 237 22625 237 22626 237 22627 237 22628 237 22629 237 22630 237 22631 237 22632 237 22633 237 22634 237 22635 237 22636 237 22637 237 22638 237 22639 237 22640 237 22641 237 22642 237 22643 237 22644 237 22645 237 22646 237 22647 237 22648 237 22649 237 22650 237 22651 237 22652 237 22653 237 22654 237 22655 237 22656 237 22657 237 22658 237 22659 237 22660 237 22661 237 22662 237 22663 237 22664 237 22665 237 22666 237 22667 237 22668 237 22669 237 22670 237 22671 237 22672 237 22673 237 22674 237 22675 237 22676 237 22677 237 22678 237 22679 237 22680 237 22681 237 22682 237 22683 237 22684 237 22685 237 22686 237 22687 237 22688 237 22689 237 22690 237 22691 237 22692 237 22693 237 22694 237 22695 237 22696 237 22697 237 22698 237 22699 237 22700 237 22701 237 22702 237 22703 237 22704 237 22705 237 22706 237 22707 237 22708 237 22709 237 22710 237 22711 237 22712 237 22713 237 22714 237 22715 237 22716 237 22717 237 22718 237 22719 237 22720 237 22721 237 22722 237 22723 237 22724 237 22725 237 22726 237 22727 237 22728 237 22729 237 22730 237 22731 237 22732 237 22733 237 22734 237 22735 237 22736 237 22737 237 22738 237 22739 237 22740 237 22741 237 22742 237 22743 237 22744 237 22745 237 22746 237 22747 237 22748 237 22749 237 22750 237 22751 237 22752 237 22753 237 22754 237 22755 237 22756 237 22757 237 22758 237 22759 237 22760 237 22761 237 22762 237 22763 237 22764 237 22765 237 22766 237 22767 237 22768 237 22769 237 22770 237 22771 237 22772 237 22773 237 22774 237 22775 237 22776 237 22777 237 22778 237 22779 237 22780 237 22781 237 22782 237 22783 237 22784 237 22785 237 22786 237 22787 237 22788 237 22789 237 22790 237 22791 237 22792 237 22793 237 22794 237 22795 237 22796 237 22797 237 22798 237 22799 237 22800 237 22801 237 22802 237 22803 237 22804 237 22805 237 22806 237 22807 237 22808 237 22809 237 22810 237 22811 237 22812 237 22813 237 22814 237 22815 237 22816 237 22817 237 22818 237 22819 237 22820 237 22821 237 22822 237 22823 237 22824 237 22825 237 22826 237 22827 237 22828 237 22829 237 22830 237 22831 237 22832 237 22833 237 22834 237 22835 237 22836 237 22837 237 22838 237 22839 237 22840 237 22841 237 22842 237 22843 237 22844 237 22845 237 22846 237 22847 237 22848 237 22849 237 22850 237 22851 237 22852 237 22853 237 22854 237 22855 237 22856 237 22857 237 22858 237 22859 237 22860 237 22861 237 22862 237 22863 237 22864 237 22865 237 22866 237 22867 237 22868 237 22869 237 22870 237 22871 237 22872 237 22873 237 22874 237 22875 237 22876 237 22877 237 22878 237 22879 237 22880 237 22881 237 22882 237 22883 237 22884 237 22885 237 22886 237 22887 237 22888 237 22889 237 22890 237 22891 237 22892 237 22893 237 22894 237 22895 237 22896 237 22897 237 22898 237 22899 237 22900 237 22901 237 22902 237 22903 237 22904 237 22905 237 22906 237 22907 237 22908 237 22909 237 22910 237 22911 237 22912 237 22913 237 22914 237 22915 237 22916 237 22917 237 22918 237 22919 237 22920 237 22921 237 22922 237 22923 237 22924 237 22925 237 22926 237 22927 237 22928 237 22929 237 22930 237 22931 237 22932 237 22933 237 22934 237 22935 237 22936 237 22937 237 22938 237 22939 237 22940 237 22941 237 22942 237 22943 237 22944 237 22945 237 22946 237 22947 237 22948 237 22949 237 22950 237 22951 237 22952 237 22953 237 22954 237 22955 237 22956 237 22957 237 22958 237 22959 237 22960 237 22961 237 22962 237 22963 237 22964 237 22965 237 22966 237 22967 237 22968 237 22969 237 22970 237 22971 237 22972 237 22973 237 22974 237 22975 237 22976 237 22977 237 22978 237 22979 237 22980 237 22981 237 22982 237 22983 237 22984 237 22985 237 22986 237 22987 237 22988 237 22989 237 22990 237 22991 237 22992 237 22993 237 22994 237 22995 237 22996 237 22997 237 22998 237 22999 237 23000 237 23001 237 23002 237 23003 237 23004 237 23005 237 23006 237 23007 237 23008 237 23009 237 23010 237 23011 237 23012 237 23013 237 23014 237 23015 237 23016 237 23017 237 23018 237 23019 237 23020 237 23021 237 23022 237 23023 237 23024 237 23025 237 23026 237 23027 237 23028 237 23029 237 23030 237 23031 237 23032 237 23033 237 23034 237 23035 237 23036 237 23037 237 23038 237 23039 237 23040 237 23041 237 23042 237 23043 237 23044 237 23045 237 23046 237 23047 237 23048 237 23049 237 23050 237 23051 237 23052 237 23053 237 23054 237 23055 237 23056 237 23057 237 23058 237 23059 237 23060 237 23061 237 23062 237 23063 237 23064 237 23065 237 23066 237 23067 237 23068 237 23069 237 23070 237 23071 237 23072 237 23073 237 23074 237 23075 237 23076 237 23077 237 23078 237 23079 237 23080 237 23081 237 23082 237 23083 237 23084 237 23085 237 23086 237 23087 237 23088 237 23089 237 23090 237 23091 237 23092 237 23093 237 23094 237 23095 237 23096 237 23097 237 23098 237 23099 237 23100 237 23101 237 23102 237 23103 237 23104 237 23105 237 23106 237 23107 237 23108 237 23109 237 23110 237 23111 237 23112 237 23113 237 23114 237 23115 237 23116 237 23117 237 23118 237 23119 237 23120 237 23121 237 23122 237 23123 237 23124 237 23125 237 23126 237 23127 237 23128 237 23129 237 23130 237 23131 237 23132 237 23133 237 23134 237 23135 237 23136 237 23137 237 23138 237 23139 237 23140 237 23141 237 23142 237 23143 237 23144 237 23145 237 23146 237 23147 237 23148 237 23149 237 23150 237 23151 237 23152 237 23153 237 23154 237 23155 237 23156 237 23157 237 23158 237 23159 237 23160 237 23161 237 23162 237 23163 237 23164 237 23165 237 23166 237 23167 237 23168 237 23169 237 23170 237 23171 237 23172 237 23173 237 23174 237 23175 237 23176 237 23177 237 23178 237 23179 237 23180 237 23181 237 23182 237 23183 237 23184 237 23185 237 23186 237 23187 237 23188 237 23189 237 23190 237 23191 237 23192 237 23193 237 23194 237 23195 237 23196 237 23197 237 23198 237 23199 237 23200 237 23201 237 23202 237 23203 237 23204 237 23205 237 23206 237 23207 237 23208 237 23209 237 23210 237 23211 237 23212 237 23213 237 23214 237 23215 237 23216 237 23217 237 23218 237 23219 237 23220 237 23221 237 23222 237 23223 237 23224 237 23225 237 23226 237 23227 237 23228 237 23229 237 23230 237 23231 237 23232 237 23233 237 23234 237 23235 237 23236 237 23237 237 23238 237 23239 237 23240 237 23241 237 23242 237 23243 237 23244 237 23245 237 23246 237 23247 237 23248 237 23249 237 23250 237 23251 237 23252 237 23253 237 23254 237 23255 237 23256 237 23257 237 23258 237 23259 237 23260 237 23261 237 23262 237 23263 237 23264 237 23265 237 23266 237 23267 237 23268 237 23269 237 23270 237 23271 237 23272 237 23273 237 23274 237 23275 237 23276 237 23277 237 23278 237 23279 237 23280 237 23281 237 23282 237 23283 237 23284 237 23285 237 23286 237 23287 237 23288 237 23289 237 23290 237 23291 237 23292 237 23293 237 23294 237 23295 237 23296 237 23297 237 23298 237 23299 237 23300 237 23301 237 23302 237 23303 237 23304 237 23305 237 23306 237 23307 237 23308 237 23309 237 23310 237 23311 237 23312 237 23313 237 23314 237 23315 237 23316 237 23317 237 23318 237 23319 237 23320 237 23321 237 23322 237 23323 237 23324 237 23325 237 23326 237 23327 237 23328 237 23329 237 23330 237 23331 237 23332 237 23333 237 23334 237 23335 237 23336 237 23337 237 23338 237 23339 237 23340 237 23341 237 23342 237 23343 237 23344 237 23345 237 23346 237 23347 237 23348 237 23349 237 23350 237 23351 237 23352 237 23353 237 23354 237 23355 237 23356 237 23357 237 23358 237 23359 237 23360 237 23361 237 23362 237 23363 237 23364 237 23365 237 23366 237 23367 237 23368 237 23369 237 23370 237 23371 237 23372 237 23373 237 23374 237 23375 237 23376 237 23377 237 23378 237 23379 237 23380 237 23381 237 23382 237 23383 237 23384 237 23385 237 23386 237 23387 237 23388 237 23389 237 23390 237 23391 237 23392 237 23393 237 23394 237 23395 237 23396 237 23397 237 23398 237 23399 237 23400 237 23401 237 23402 237 23403 237 23404 237 23405 237 23406 237 23407 237 23408 237 23409 237 23410 237 23411 237 23412 237 23413 237 23414 237 23415 237 23416 237 23417 237 23418 237 23419 237 23420 237 23421 237 23422 237 23423 237 23424 237 23425 237 23426 237 23427 237 23428 237 23429 237 23430 237 23431 237 23432 237 23433 237 23434 237 23435 237 23436 237 23437 237 23438 237 23439 237 23440 237 23441 237 23442 237 23443 237 23444 237 23445 237 23446 237 23447 237 23448 237 23449 237 23450 237 23451 237 23452 237 23453 237 23454 237 23455 237 23456 237 23457 237 23458 237 23459 237 23460 237 23461 237 23462 237 23463 237 23464 237 23465 237 23466 237 23467 237 23468 237 23469 237 23470 237 23471 237 23472 237 23473 237 23474 237 23475 237 23476 237 23477 237 23478 237 23479 237 23480 237 23481 237 23482 237 23483 237 23484 237 23485 237 23486 237 23487 237 23488 237 23489 237 23490 237 23491 237 23492 237 23493 237 23494 237 23495 237 23496 237 23497 237 23498 237 23499 237 23500 237 23501 237 23502 237 23503 237 23504 237 23505 237 23506 237 23507 237 23508 237 23509 237 23510 237 23511 237 23512 237 23513 237 23514 237 23515 237 23516 237 23517 237 23518 237 23519 237 23520 237 23521 237 23522 237 23523 237 23524 237 23525 237 23526 237 23527 237 23528 237 23529 237 23530 237 23531 237 23532 237 23533 237 23534 237 23535 237 23536 237 23537 237 23538 237 23539 237 23540 237 23541 237 23542 237 23543 237 23544 237 23545 237 23546 237 23547 237 23548 237 23549 237 23550 237 23551 237 23552 237 23553 237 23554 237 23555 237 23556 237 23557 237 23558 237 23559 237 23560 237 23561 237 23562 237 23563 237 23564 237 23565 237 23566 237 23567 237 23568 237 23569 237 23570 237 23571 237 23572 237 23573 237 23574 237 23575 237 23576 237 23577 237 23578 237 23579 237 23580 237 23581 237 23582 237 23583 237 23584 237 23585 237 23586 237 23587 237 23588 237 23589 237 23590 237 23591 237 23592 237 23593 237 23594 237 23595 237 23596 237 23597 237 23598 237 23599 237 23600 237 23601 237 23602 237 23603 237 23604 237 23605 237 23606 237 23607 237 23608 237 23609 237 23610 237 23611 237 23612 237 23613 237 23614 237 23615 237 23616 237 23617 237 23618 237 23619 237 23620 237 23621 237 23622 237 23623 237 23624 237 23625 237 23626 237 23627 237 23628 237 23629 237 23630 237 23631 237 23632 237 23633 237 23634 237 23635 237 23636 237 23637 237 23638 237 23639 237 23640 237 23641 237 23642 237 23643 237 23644 237 23645 237 23646 237 23647 237 23648 237 23649 237 23650 237 23651 237 23652 237 23653 237 23654 237 23655 237 23656 237 23657 237 23658 237 23659 237 23660 237 23661 237 23662 237 23663 237 23664 237 23665 237 23666 237 23667 237 23668 237 23669 237 23670 237 23671 237 23672 237 23673 237 23674 237 23675 237 23676 237 23677 237 23678 237 23679 237 23680 237 23681 237 23682 237 23683 237 23684 237 23685 237 23686 237 23687 237 23688 237 23689 237 23690 237 23691 237 23692 237 23693 2

提供サービス	施設等の区分	人員配置区分	その他の	該当	する	体制	等	割引
各サービス共通			地域区分	1 1級地 4 6級地	2 2級地 9 7級地	3 3級地 5 その他	4 4級地 5 5級地	1 なし 2 あり
			定期巡回・随時対応サービスに関する状況	1 定期巡回の指定を受けていない 2 定期巡回の指定を受けている 3 定期巡回の整備計画がある				
			サービス提供責任者体制の減算	1 なし 2 あり				
			特定事業所加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 5 加算Ⅳ				
			共生型サービスの提供 (居宅介護事業所)	1 なし 2 あり				
			共生型サービスの提供 (重度訪問介護事業所)	1 なし 2 あり				
			特別地域加算	1 なし 2 あり				
			中山間地域等における小規模事業 所加算(地域に関する状況)	1 非該当 2 該当				
			中山間地域等における小規模事業 所加算(規模に関する状況)	1 非該当 2 該当				
			介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ				
11 訪問介護	身体介護 生活援助 通院等業務降介助		特別地域加算	1 なし 2 あり				1 なし 2 あり
			中山間地域等における小規模事業 所加算(地域に関する状況)	1 非該当 2 該当				
			中山間地域等における小規模事業 所加算(規模に関する状況)	1 非該当 2 該当				
			サービス提供体制強化加算	1 なし 3 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ				
			介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ				
			特別地域加算	1 なし 2 あり				
			中山間地域等における小規模事業 所加算(地域に関する状況)	1 非該当 2 該当				
			中山間地域等における小規模事業 所加算(規模に関する状況)	1 非該当 2 該当				
			緊急時訪問看護加算	1 なし 2 あり				
			特別管理体制	1 対応不可 2 対応可				
12 訪問入浴介護	訪問看護ステーション 病院又は診療所 定期巡回・随時対応サービス連携		タ－ミミナルケア体制	1 なし 2 あり				1 なし 2 あり
			看護体制強化加算	1 なし 3 加算Ⅰ 2 あり加算Ⅱ				
			サービス提供体制強化加算	1 なし 2 イ及びロの場合 3 ハの場合				
			特別地域加算	1 なし 2 あり				
			中山間地域等における小規模事業 所加算(地域に関する状況)	1 非該当 2 該当				
			中山間地域等における小規模事業 所加算(規模に関する状況)	1 非該当 2 該当				
			サービス提供体制強化加算	1 なし 3 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ				
			介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ				
			特別地域加算	1 なし 2 あり				
			中山間地域等における小規模事業 所加算(地域に関する状況)	1 非該当 2 該当				
13 訪問看護	訪問看護ステーション 病院又は診療所 定期巡回・随時対応サービス連携		中山間地域等における小規模事業 所加算(規模に関する状況)	1 非該当 2 該当				1 なし 2 あり
			サービス提供体制強化加算	1 なし 3 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ				
			介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ				
			特別地域加算	1 なし 2 あり				
			中山間地域等における小規模事業 所加算(地域に関する状況)	1 非該当 2 該当				
			中山間地域等における小規模事業 所加算(規模に関する状況)	1 非該当 2 該当				
			サービス提供体制強化加算	1 なし 3 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ				
			介護職員処遇改善加算	1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ				
			特別地域加算	1 なし 2 あり				
			中山間地域等における小規模事業 所加算(地域に関する状況)	1 非該当 2 該当				

21 短期入所生活介護	1 単独型 2 併設型・空床型 3 単独型ユニット型 4 併設型・空床型ユニット型	夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 ユニットケア体制 共生型サービスの提供 (短期入所事業所) 生活相談員配置等加算 生活機能向上連携加算 機能訓練指導体制 個別機能訓練体制 看護体制加算 看護体制加算Ⅰ又はⅢ 看護体制加算Ⅱ又はⅣ 医療連携強化加算 夜勤職員配置加算 介護ロボットの導入 若年性認知症利用者受入加算 送迎体制 療養食加算 認知症専門ケア加算 サービス提供体制強化加算(単独型、併設型) サービス提供体制強化加算(空床型) 介護職員処遇改善加算	1 基礎型 6 減算型 1 なし 2 看護職員 3 介護職員 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅲ 1 なし 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅳ 1 なし 2 あり 1 なし 2 あみ加算Ⅰ・加算Ⅱ 3 加算Ⅲ・加算Ⅳ 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	1 なし 2 あり